

令和7年度認証保育所保育料補助金のおしらせ

0～2歳児クラス

お誕生日が令和4年4月2日生まれ
からのお子様用



◆ 問い合わせ先 ◆

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03（3546）5422

1 事業内容

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

2 対象施設

東京都認証保育所（中央区外の施設も含む）

3 対象者の条件（以下全ての条件に当てはまる必要があります。）

- ① 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる（住民登録がある）。
- ② 認証保育所と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ③ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況（4ページ参照）にある。
- ④ 区市町村民税（住民税）非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付認定を受けている。（注記）
- ⑤ 認証保育所の保育料を滞納していない。
- ⑥ 認証保育所と同時に認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業・公私立幼稚園などに在籍していない。

（注記）区市町村民税（住民税）非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定を受けていない期間は補助の対象にはなりません。 認定を受けるには、別途手続きが必要となりますので、それぞれのお手続きをしてください。

4 補助対象期間

令和7年4月～令和8年3月の間で、3の「対象者の条件」を満たす期間



【認証保育所保育料補助金】



【子育てのための施設等利用給付認定】

5 補助金額（月額）

【A】認証保育所の月額保育料と【B】認可保育所に在園した場合の月額保育料の差額を上限 64,000 円の範囲で補助します。

（例）【A】が 80,000 円、【B】が D19 階層（第 1 子：34,100 円、第 2 子以降：0 円）の場合

第 1 子

【A】（認証）80,000 - 【B】（認可）34,100 = 45,900 円 ⇒ 補助月額 45,900 円

第 2 子以降

【A】（認証）80,000 - 【B】（認可）0 = 80,000 円 ⇒ 補助月額 64,000 円（上限）

【A】認証保育所に支払う月額保育料（月の初日時点の月額基本保育料）

- ・ 契約時間は月 220 時間を上限とします。

（月 220 時間を超える契約の場合は、週 5 日契約や週 6 日契約などの契約区分ごとに上限内で最も高い保育料とします。）

- ・ 入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。
- ・ 保育料の割引対象となる場合は、割引後の金額となります。

【B】認可保育所に在園した場合の月額保育料

令和 7 年 4 月～8 月分 ⇒ 令和 6 年度区市町村民税（住民税）を基に算出

令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月分 ⇒ 令和 7 年度区市町村民税（住民税）を基に算出

- ・ 年齢は、クラス分けの年齢と同じ考え方をします。

認可保育所の保育料の詳細は、こちらをご覧ください。



【多子世帯・ひとり親世帯の保育料軽減について】

下表に当てはまる場合は、認可保育所に在園した場合の月額保育料が軽減されます。

世帯の状況	軽減後の認可保育料
2 人以上のお子さんがある世帯	年齢制限なく第 2 子以降は無料
保育料が D 4 階層以下のひとり親等世帯	年齢制限なく 第 1 子は半額、第 2 子以降は無料

- ◎ 2 人以上のお子さんがある世帯は、「中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼口座振替登録依頼書」の家族の状況欄に、きょうだいの氏名などを必ず記入してください。
- ◎ 保護者と生計が同一であれば、同居していない場合でもきょうだいとみなします。

6 交付申請の必要書類について

前年度から引き続き利用する場合も、毎年申請が必要です。

	提出書類	提出回数
全員提出	① 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ・児童1人につき1部提出（申請者は世帯で同じ方になしてください。）	年度に1回 ※申し込み時の状況や保育を必要とする事由等に変更が生じた場合、再提出が必要です。 (7ページ)
	② 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 ・4ページ ② の表をご確認の上、必要書類を提出してください。 ・きょうだいで申請する場合は、1セットの提出で構いません。	
該当者のみ	③ 中央区認証保育所施設等利用給付請求書(区市町村民税(住民税)非課税世帯の方) ・「子育てのための施設等利用給付認定(1ページのQRコードを参照)」を受けてから提出してください。 ・児童1人につき3枚提出が必要です。(複写様式あり) ・請求者は、①の申請者と同じ方になしてください。	
	④ 世帯の所得状況を証明する書類 ・令和6年1月2日以降に中央区に転入した方、 <u>国外転入などにより日本で課税されていない方は提出が必要です。</u> ・マイナンバー制度の情報連携により、①の交付申請書に個人番号(マイナンバー)を記入することで提出を省略できます。6ページ ④ をご確認ください。 ・書類の提出がない場合、【B】認可保育所に在園した場合の月額保育料は最高階層(D29階層)で決定します。	
	⑤ ひとり親家庭の方 ・以下a～gから該当する書類の写しをいずれか1つ提出してください。 a. 戸籍全部事項証明書(受理証明書) b. 児童扶養手当証書 c. ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)医療証 d. 児童育成手当認定通知書 e. 児童育成手当受給者証明書 f. 大使館発行の独身証明書 g. 事件係属証明書※(調停期日通知書) ※調停が係属中と判断できる書類に限ります。	
	⑥ 交付申請の審査に関する同意書(オンライン申請を行う場合のみ) ・所得に関する情報を公簿等で確認すること等に同意する旨を記載した世帯全員の署名のある書類(任意の書式)のスキャンデータ(PDFや画像データ)を申請フォームに添付してください。同意事項の詳細については、オンラインの申請フォームをご覧ください。 ・区のホームページに、同意書のサンプル(参考様式)を掲載しています。	

(注記) 認可保育所の入所申込や子育てのための施設等利用給付認定等で②、④、⑤の書類を提出された方は、②、④、⑤の提出を省略できます。その場合は、その旨を書いたメモを同封してください。ただし、受理できる書類は証明日が令和7年4月1日以降のもので、提出時の状況から内容に変更が無い場合に限ります。

② 日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類
保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況は主に次のような場合をいいます。

◆ … 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

保育を必要とする事由 ※1	必 要 書 類
就労 月 4 8 時間以上 従業員の方	◆ 就労証明書 ・ 区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・ 就労先が複数あり、1 か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出してください。 ・ 派遣社員の方は、派遣先が分かる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出してください。
就労 月 4 8 時間以上 ・ 役員 ・ 自営業主 ・ 自営業専従者 ・ 家族従業者 ・ 業務委託 等	①◆ 就労証明書 ② 事業を営んでいることを証明する書類【営業証明】 ・ ①は区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・ ①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・ ②については5ページをご確認ください。 ・ 就労先が複数あり、1 か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出してください。
育児休業 ※2	① 母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し） ②◆ 就労証明書 ・ 復職予定年月日を必ず記入し、復職後に就労証明書を再提出してください。 ・ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。（⇒ 9ページQ&A 2を参照）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）
疾病・障害	診断書の写し ・ 病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの
介護・看護	①◆ 介護・看護に関する申立書 ② 介護・看護が必要な状況が分かる書類 ・ 診断書・介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など
災害復旧	り災証明書（詳細は区にお問い合わせください。）
学校等に在学・職業訓練 月 4 8 時間以上	①◆ 在学証明書 ② 学生証などの写し ・ ①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・ 在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。
求職活動 (求職活動中または 就労内定 ※2)	①◆ 求職活動状況申立書 ② 求職活動中または就労内定であることが客観的に分かる次のいずれかの書類 ・ ハローワーク受付票 ・ その他就労支援サービスの登録証 ・ 求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面 ・ 申込先からの採用内定通知 ②は氏名や住所などが記載されていること

※ 令和7年4月1日以降の証明日で発行された書類が有効です。

※1 保育を必要とする事由により補助対象期間が異なります。（5ページ参照）

※2 「育児休業」または「就労内定」で申請される場合、それぞれ復職後・就労開始後に**就労証明書を再提出**する必要があります。その際、再提出書類は復職日または就労開始日以降の証明日で発行された書類が有効となります。

○ 自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要が確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつ選び、写しを提出してください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが客観的に確認できる書類 直近3か月分を提出してください。 育児休業から復職する方は産前産後休暇前の3か月分です。
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書（受領印があるもの） ◎電子申請の場合は届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称・所在地・内容・代表者などがわかるパンフレットやホームページなど	・出勤簿、通勤記録 など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、給与（報酬）等が確認できる振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ）など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ◎契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

○ 保育を必要とする事由とその有効期間

「保育を必要とする事由」の補助対象期間は下表のとおりです。

有効期間が終了した場合、以後の期間は給付対象外となりますので、年度途中で有効期間が終了する方は、有効期間が終了する前に必要書類をご提出ください。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（補助開始）	有効期間 終期（補助終了）
就労 月 48 時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 ※1 または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2か月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3か月)
学校等に在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
育児休業 ※2	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する年度末の月

※1 派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

※2 育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在園している場合に限り、特例で補助対象となる場合があります。（⇒9ページQ&A2を参照）

④ 世帯の所得状況を証明する書類

- ・国外転入などにより日本で課税されていない方は、下表2種類の書類をご提出ください。
- ・令和6年1月1日現在および令和7年1月1日現在で中央区に住民票がない方は、**住民税課税(非課税)証明書**の提出が必要です。ただし、マイナンバー制度の情報連携により、交付申請書に個人番号を記入することで**証明書の提出を省略**することができます。(国外転入の方は制度の対象外です。)

※情報連携の不具合等で提出が必要になる場合があります。あらかじめご了承ください。

◆ … 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

保護者の状況	令和7年4月～8月分補助金	令和7年9月～令和8年3月分補助金
国外転入などにより、日本で課税されていない	① ◆ 年間収入申告書 (令和5年1月～12月分) ② 会社発行の給与等支給証明書	① ◆ 年間収入申告書 (令和6年1月～12月分) ② 会社発行の給与等支給証明書
	※ ② 外国語表記の場合、和訳を添付してください。	
上記に当てはまらない方 ・ 単身赴任などで中央区に住民登録がない方 ・ 令和6年1月2日以降に中央区に転入した方	令和6年度住民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日の住所地発行のもの)	令和7年度住民税課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日の住所地発行のもの) ※令和7年1月1日の住所が中央区の方は提出不要です。
	※ 交付申請書に個人番号を記入することで、証明書の提出を省略できます。	

※ **令和7年度住民税課税(非課税)証明書**は、令和7年6月頃から発行可能となります。発行され次第ご提出ください。なお、発行時期の詳細は各自自治体へお問い合わせください。

※ 提出後に住民税の修正申告・更正があった場合は、再提出をお願いします。

※ 生計を同一とする同居者全員分が必要です。ただし、同居者の生計が別の場合は ◆ **生計別申立書**を提出してください。

個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携を希望する場合の手続き

下表Ⅰ、Ⅱの中から、申請者(保護者)の個人番号確認書類および本人確認書類をご準備ください。

Ⅰ 個人番号確認書類として個人番号カード(両面)を提出した場合、Ⅱ 本人確認書類の提出は不要です。

Ⅰ 「個人番号確認」書類	(以下のうち1種類必要です。) 個人番号カード(両面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
Ⅱ 「本人確認」書類 (有効期限内のもの)	【顔写真付証明書】 (以下のうち1種類必要です。) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など 【顔写真なし証明書】 (以下のうち2種類必要です。) 健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など ※郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング(黒で塗りつぶすこと)したうえでご提出ください。

《提出方法》

窓口で申請する場合	窓口で <u>掲示</u>
郵送で申請する場合	写しを <u>同封</u> (注)
ぴったりサービスで申請する場合	提出不要

(注) 郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いいたします。なお、郵便事故による責任は負いかねます。

7 申し込み時の状況や保育を必要とする理由等が変更となった場合

申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類をご提出ください。また、必ず区にご連絡ください。(※月極契約の基本保育料・保育時間数の変更の場合は、連絡は不要です。)

変更の内容	必要書類
ほかの認証保育所へ転園	◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 (再提出) ◆ (非課税世帯の方のみ) 中央区認証保育所施設等利用給付請求書
申請者・口座の変更 (オンライン申請の場合、マイナポータルに登録している公金受取口座の変更も含む)	◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届
世帯・課税状況の変更	① ◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届 ② 変更が確認できる証明書 (4 ページ ②)
保育を必要とする事由の変更 (転職・退職・産休取得など) ⇒9 ページ Q&A4	

8 補助金の交付

申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知し、対象者に補助金を支給します。

【補助金交付スケジュール】

支給期	対象月	決定通知時期	振込予定時期
第1期	4・5・6・7月	8月下旬	9月下旬
第2期	8・9・10・11月	12月下旬	1月下旬
第3期	12・1・2・3月	4月中旬	4月下旬

【通知方法】

- 区内認証保育所に在籍 → 認証保育所を通じて配布
- 区外認証保育所に在籍している場合や、すでに退所している場合 → 自宅へ郵送

9 提出期限

児童が施設に入所した月	提出期限
前年度から継続入所 令和7年4月入所	令和7年4月末
令和7年5月～令和8年2月入所	入所した月の月末
令和8年3月入所	<u>令和8年3月10日(火)</u> 【当年度の最終提出期限】

※ 年度を越えての申請はできませんので、提出期限は厳守してください。

10 提出先

- 入所している区内認証保育所
- 中央区役所本庁舎6階 保育課保育給付係（持参または郵送）
- 日本橋・月島・晴海特別出張所（出張所では受理のみ行います。書類審査は行いません。）
- マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請
 - ・オンライン申請を行う場合、①マイナンバーカード②パソコン/ICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。
 - ・オンライン申請のフォームへは、1ページのQRコードからアクセスしてください。
 - ・オンライン申請の場合、同意書の添付が必要です。（3ページ ⑥）

11 その他確認事項

- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。
- ・年度を超えての申請はできません。ただし、住民税非課税世帯の方で子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合、補助金の一部（施設等利用給付分）は2年間分さかのぼって請求することができます。
- ・このおしらせに記載していないその他の内容は、認可保育所の保育料決定方法に準じます。

ご不明な点は区へお問い合わせください。

～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q 1 認可保育所の保育料がいくらになるのかわかりません。

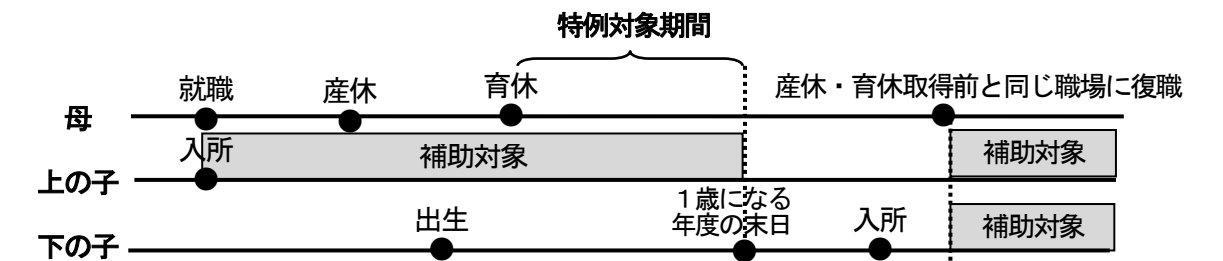
A 1 認可保育所の保育料は区市町村民税（住民税）を基に決定します。具体的な金額や計算方法については、ホームページ「保育園の保育料と算出方法（2ページにQRコード掲載）」をご覧ください。なお、決定した保育料は、各支給期の前に送付する「中央区認証保育所保育料補助金等額決定通知書」でお知らせします。

Q 2 育児休業中でも補助を受けられる場合がありますか。

A 2 あります。特例として、第2子以降の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、**最長で育児休業対象児童（下の子）が1歳に達する年度の末日まで**対象となります。

ただし、**元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認証保育所に在籍している場合に限り**ます。復職後は、復職月中に再度就労証明書をご提出ください。

なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が令和6年9月1日生まれの場合、上の子については令和8年3月31日まで補助対象。

Q 3 補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。

A 3 **仕事を辞めた場合は補助対象外**になります。ただし、その他の「保育を必要とする事由」（4ページ②）に当てはまる場合は、区にご連絡をいただいたうえで、必要書類をご提出ください。

Q 4 補助を受けている途中で転職した場合、何か手続きが必要ですか。

A 4 転職後、速やかに「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◆ 就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。

Q 5 補助の対象外だった場合、連絡はありますか。

A 5 各支給期の決定通知時期に「中央区認証保育所保育料補助金等不交付決定通知書」を送付します。その後、認証保育所の月極契約のコース（月額基本保育料・保育時間数）を変更し、対象となる場合は、再度申請書類をご提出ください。

Q 6 中央区に転入 または 転出した場合、いつから補助の対象になりますか。

A 6 転入日・転出日により異なります。（下表参照）

	転入・転出日	対象月
転入	1 日	当月から対象
	2 日以降	翌月から対象 (※非課税世帯の方は、子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
転出	1 日	前月まで対象
	2 日以降	当月まで対象

Q 7 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。

A 7 入所日・退所日により異なります。（下表参照）

	入所・退所日	対象月
入所	1 日	当月から対象
	2 日以降	翌月から対象 (※非課税世帯の方は、子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
退所	1 日	当月まで対象（保育料を支払った場合に限る。）
	2 日以降	

【区内認証保育所一覧】

名 称	所 在 地	電 話
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座 1-25-3 京橋プラザ 1 F	3538-2101
グローバルキッズ新川園	新川 2-16-10 プライムアーバン新川 3 F	3553-4141
アスクバイリンガル保育園 人形町駅前	日本橋人形町 3-4-14 FORECAST人形町PLACE 2 F	5649-8019
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町 3-3-1 トルナーレ日本橋浜町 2 F	3249-7141
マミーズエンジェル月島保育園	月島 1-2-13 ワイズビルディング 1 F	3534-8288
ちゃいれつく月島駅前保育園	月島 1-3-2 佃権月島ビルディング 3 F	5548-2308
さくらさくみらい 月島	月島 2-18-2	6225-0239
ピノキオ幼児舎月島園	月島 4-18-3 クイーンズハウス 1 F	3532-5370
アスク晴海保育園	晴海 1-8-16 晴海トリトン 2 F	5546-1325